

救急搬送における選定療養費について

Q&A

Q1 長崎医療圏（長崎市、長与町、時津町、西海市の一部）の救急医療の現状を教えてください。

A1 近年、救急搬送件数は増加傾向にあり、その5割以上が大病院に集中し、うち約35%は軽症者が占め、中には緊急性の低いケースも見受けられます。今後、救急医療現場の更なるひっ迫が進めば、真に救急医療を必要とする方へ医療を提供できなくなる事態も懸念されています。

Q2 緊急性が低いと思われる場合は、どのように医療機関を受診すべきですか？

A2 とりあえず救急車を呼ぶのではなく、まずはかかりつけ医や地域の診療所等の一般外来を通常の時間帯に受診してください。必要な場合には、かかりつけ医等が大きな病院を紹介します。医療機関の役割に応じた適正受診にご理解・ご協力をお願いします。

Q3 緊急性が低い場合は、救急車で搬送してもらえないのですか？

A3 救急隊は、患者さんから搬送を拒否された場合を除き、搬送することとされています。しかし、緊急性の低い患者さんに対応する件数が多いと、緊急性の高い患者さんのところへ出動するのが遅れる可能性が高くなります。

Q4 救急車を呼ぶべきか判断に迷う場合は、どうしたらよいですか？

A4 判断に迷う場合は、「長崎県救急電話相談」へご相談ください。おとな（15歳以上）の相談は#7119に、子ども（15歳未満）の相談は#8000に電話をおかけください。**相談員から救急車を呼ぶよう助言された場合は、そのことを搬送先の医師に伝えてください。その場合、原則として選定療養費は徴収されません。**

Q5 救急車を有料化するというのですか？

A5 **救急車の有料化ではありません。**
既存の選定療養費制度の運用を見直し、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、対象病院において選定療養費をお支払いいただくものです。

Q6 選定療養費はいつ誰が支払うのですか？

A6 対象病院での会計時に、診療料などと一緒に患者さんからお支払いいただきます。第三者が救急車を呼んだ場合も同様です。

Q7 どうして選定療養費を払うのですか？

A7 紹介状を持たずに大病院を受診する場合には、選定療養費の支払いを求められることが国の法律等に基づき定められています。長崎医療圏（長崎市、長与町、時津町、西海市の一部）では、令和8年（2026年）4月1日から、救急車で搬送された方についても、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、これと同様に選定療養費をお支払いいただきます。

Q8 選定療養費がかからない医療機関へ搬送するよう救急隊に頼むことはできますか？

A8 できません。一刻を争う救急の現場では、救急隊は、患者の症状とそれに対応可能な医療機関の受入状況に応じて、搬送先を適切に選定することとなります。

Q9 長崎市民、長与・時津町民、西海市民でなくても徴収対象になりますか？

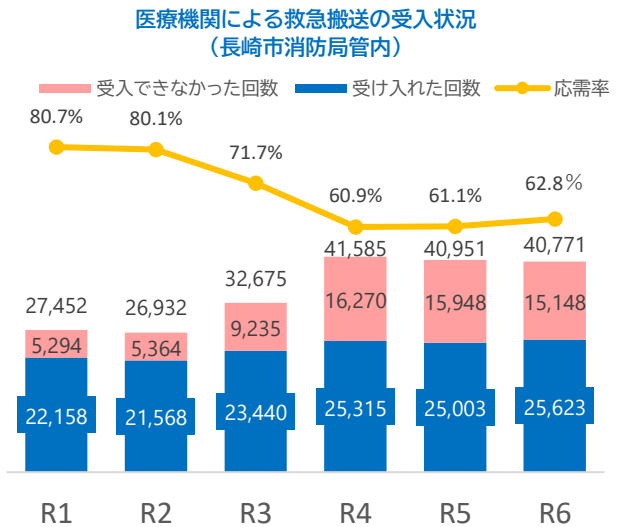
A9 長崎市内の対象病院に救急車で搬送され、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、徴収の対象となります。

長崎の救急医療の現状

- ▶ 長崎市消防局管内の救急搬送件数は、令和4年度以降、2万5千件を超えるまでに増加し、救急医療の現場はひっ迫している状況にあります。
- ▶ 救急車からの受け入れ要請に対し、医療機関が受け入れることができない回数が増えており、救急搬送の応需率※も低下しています。

※応需率：救急車からの受け入れ要請に対し、医療機関が実際に受け入れることができた割合

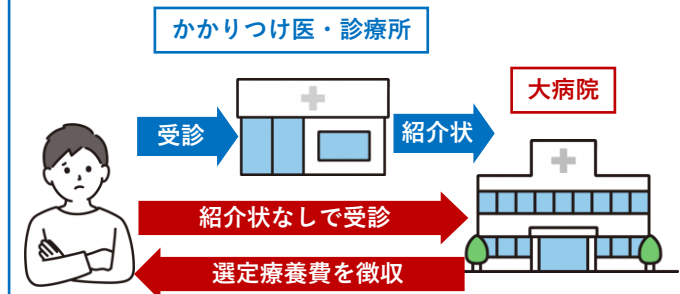
（ただし、右のグラフの回数は要請ごとの延べ回数であり、複数の医療への受け入れ要請を経て、最終的にいずれかの医療機関へ搬送されるケースがほとんどとなっている。）



- ▶ 真に救急医療を必要とする緊急性の高い患者に医療を提供できず、**救える命が救えない事態**が懸念されます。
- ▶ 重篤な救急患者の受け入れなど、大病院が本来の役割を果たし、救急医療体制を維持するため、令和8年(2026年)7月1日から、下記の対象病院に救急車で搬送された方のうち、**救急車要請時の緊急性が認められない場合**は、選定療養費を徴収します。
- ※ 救急車による搬送が必要な緊急性のある症状については、引き続き、選定療養費を徴収しませんので、緊急の場合は、これまで通りためらわずに救急車を要請してください。

選定療養費とは

- ▶ 医療機関はその機能・規模により地域で担う役割が異なりますが、「とりあえず大病院を受診」という傾向になりやすく、一部の大病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の増加が課題となっていました。
- ▶ このため、平成28年度(2016年度)から、紹介状を持たずに大病院を受診する場合には、一定の負担（選定療養費）を患者に求めることが義務化されました。



開始時期	令和8年7月1日
対象病院	長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎原爆病院
対応	初診時に紹介状なしで対象病院を受診すると選定療養費の支払いが必要となります。救急車で搬送された方についても、 救急車要請時の緊急性が認められない場合には、救急搬送における選定療養費を徴収します。 【徴収の対象外となる場合】 ○再診の場合（当該医療機関から他の医療機関への紹介を受けておらず、再診受診と認められる場合） ○国・地方の公費負担医療制度の受給対象者の場合（一部例外あり） ○無料低額診療事業の対象患者の場合 ○エイズ拠点病院におけるHIV感染者 ○その他、国の法令等に基づき、医療機関により徴収の対象外とされている場合
料金	7,700円

急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったら…



◆命に関わるような緊急時は、迷わず救急車を呼んでください。

◆救急車を呼ぶか迷ったら、救急安心センター等へご相談ください。

長崎県

救急安心センター



#7119

相談
受付

看護師が24時間365日対応

上記がつかない場合 095-801-1217

長崎県

子ども医療電話相談



#8000

平日・土日 午後6時から翌朝8時まで
日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3) 24時間

上記がつかない場合 095-822-3308

救急搬送における選定療養費が徴収される目安

- ◆救急車で搬送された際の選定療養費は、救急車要請時の緊急性が認められない場合に対象病院において徴収されます。
- ◆例えば、熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作などの症状は、病院到着時に改善し、結果として「軽症」と診断された場合でも、救急車を呼んだ時点での緊急性が認められるケースに該当するため、徴収の対象とはなりません。

救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例

◆次の症状で医療機関にかかるときは、「とりあえず救急車」でなく、かかりつけ医や地域の診療所などを、通常の診療時間に受診してください。急いで受診すべきか迷った場合は、上記の救急安心センター等へご相談ください。

ア 明らかに緊急性が認められない症状

- ① 軽い切り傷のみ
- ② 軽い擦り傷のみ

イ 緊急性が低い症状

- ① 微熱のみ(37.4℃以下)
- ② 虫に刺されたり、かまれたりした部分が赤くなり、痛いのみで、全身のショック症状(じんましん等)は見られない
- ③ 風邪の症状のみ
- ④ 打撲のみ
- ⑤ 慢性的な または 数日前からの歯痛
- ⑥ 慢性的な または 数日前からの腰痛
- ⑦ 便秘のみ
- ⑧ 何日も症状が続いていて、特に悪化したわけではない
- ⑨ 何となく体調が悪い、頭が重い、イライラするといった症状のみ
- ⑩ 眠れないのみ

救急車要請時の緊急性があると判断される可能性が高い主な事例

◆次の症状が見られたときは、ためらわずに救急車を呼んでください。

《15歳以上》

- ① 物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい
- ② 急な息切れ、呼吸困難
- ③ 顔色が明らかに悪い
- ④ 急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑤ 意識の障害(返事がない、様子がおかしい、もうろうとしている)
- ⑥ けいれんが止まらない
- ⑦ 支え無しで立てないぐらいに、ふらつく
- ⑧ 突然、周りが二重に見える
- ⑨ ろれつが回りにくく、うまく話せない
- ⑩ 顔半分が動きにくい
- ⑪ 突然の顔や手足のしびれ
- ⑫ 大量の出血を伴うけが
- ⑬ 広範囲のやけど
- ⑭ 虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔色が悪い
- ⑮ 転んだり転落、交通事故で強い衝撃を受けた
- ⑯ 血を吐く
- ⑰ 突然の高熱
- ⑱ 突然の激しい頭痛
- ⑲ 胸や背中中の突然の激痛
- ⑳ 突然の激しい腹痛

《15歳未満》

- ① 物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい
- ② 激しいせき、ゼーゼーして呼吸が苦しそう
- ③ 15秒以上の無呼吸がある
- ④ 唇の色が紫、顔色が青白い
- ⑤ 全身が青くなっている
- ⑥ 頭を強くぶつけて、出血が止まらない、吐いている、顔色が悪い
- ⑦ 急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑧ 意識の障害(返事がない、様子がおかしい、もうろうとしている)
- ⑨ けいれんが止まらない、一度止まっても24時間以内に2回繰り返す
- ⑩ 手足が硬直している
- ⑪ 刺激しても反応が鈍い、眠ってばかりいる
- ⑫ 意味不明の言動がある、異様に興奮している
- ⑬ 大量の出血を伴うけが
- ⑭ 広範囲のやけど
- ⑮ 虫に刺されて全身にじんましんが出て、顔色が悪い
- ⑯ 転んだり転落、交通事故で強い衝撃を受けた
- ⑰ 突然の激しい腹痛
- ⑱ 繰り返し吐く
- ⑲ 保護者から見て、いつもと違う、様子がおかしい